

○議長（吉田敏郎）

引き続き、一般質問を行います。

5番、茅沼隆文議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

おはようございます。5番、茅沼隆文です。

それでは、公園のさらなる利活用促進をということについて質問をいたします。

我が開成町にはさまざまな公園があり、それぞれの機能を生かした利用がされております。それでも、それらの公園では、利用頻度が高いものや、いつ見てもあまり利用されていない公園などがまます。

公園とは、公衆が集い、または遊びを楽しむために公開された場所と定義されておりまして、第五次開成町総合計画後期基本計画でも、公園は子どもの遊び場としての機能、地域住民の交流拠点や災害時の避難場所としての機能を備えている、そして町民の憩いの場として整備を進めていると定義されております。

一般の町民が抱く公園に対するイメージは、いつ行っても、咲いているきれいな花を見て心が安らぐ場所であり、時間があるときは芝生の上にも寝そべってゆっくりと過ごすことができる場所、また、親しい人とコーヒーでも飲みながら会話を楽しむ場所、さらに子どもたちにとってはお友達と遊びを楽しむ場所など、個人や親子から高齢者に至るまで、世代によってさまざまに異なっております。

現在の我が町の公園には、これらいろいろなニーズに対して、そのニーズを満たす機能が備わっているのかどうか、甚だ疑問に思うときがあります。ポイントは、公園の設置者の意図する機能整備と利用者である住民のニーズのマッチングにあると思います。また、利用促進には常に行き届いた維持管理がなされていることが肝要であるということは、皆様、御理解いただいていることと存じます。

そこで、以下の項目について町側の考えをお伺いいたします。町に設置されている公園の現状はどのようになっているのか、公園を設置するにあたって、その機能と狙いはどうであったのか、管理の現状と問題点はないのかどうか、機能と狙いを具現化するためには、どのような策をこれから検討しているのかということについてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、茅沼議員の御質問にお答えをいたします。

開成町では、自然と調和した潤いのある都市環境を形成し、利便性や快適性の高いまちづくりを進めるため、町民の皆さんの憩いの場となる公園の維持・整備を進めております。第五次開成町総合計画前期基本計画では、「魅力ある公園づくりの推進」を目標として、中家村公園や松ノ木河原公園の整備、開成町南部地区土地区画整理事業によるみなみ中央公園など5カ所の移管により着実に整備を進め、町民の皆様に対して適正なサービスの提供に努めてきました。また、公園ボランティア制度など、公

園や緑地の維持管理について地域住民の方々との協働の取り組みを進めております。

一つ目の町に設置されている公園の現状について、お答えをいたします。

公園には、用途や目的等によりさまざまな種類があります。各公園の現状は、次のとおりであります。都市公園法に基づく都市公園が市街化区域内に13カ所あり、面積は最大7千230平方メートルの開成駅前公園から最小374平方メートルの松ノ木河原第2公園まで、規模はさまざまであります。

次に、ほ場整備等の農地の基盤整備に伴い整備した農村公園は、北部の市街化調整区域内に10カ所あり、面積は最大3千367平方メートルのあじさい公園から最小59平方メートルの武永田水辺公園まで、都市公園と同様に規模はさまざまあります。

また、開発行為に伴い町に帰属された公園が主である一般公園は、町内各所に点在し、300平方メートル程度で11カ所あります。

次に、小さな空き地を利用して整備したポケットパークが3カ所、児童福祉法に基づく児童遊園が7カ所で、町内各所にあり、ポケットパークの規模は50平方メートル程度、児童遊園は自治会館等の敷地内に遊具を設置しているものであります。

その他、広域的な総合スポーツ公園である開成水辺スポーツ公園があります。

二つ目の公園を設置するにあたって、その機能と狙いについて、お答えをいたします。

各公園においては、関係法令や周辺環境等により求められる機能に応じて設置されています。都市公園は、良好な都市環境を提供するとともに、都市防災の向上、町民の皆さんの活動の場、憩いの場を形成するもので、さまざまな規模の公園を計画的に地方公共団体等が設置するものであります。

農村公園は、農業集落の居住者の皆さんの憩いの場を提供する目的で、ほ場整備等の農地の基盤整備に伴い整備するものであります。

開発行為による公園については、都市計画法等により、開発面積が3千平方メートル以上の場合、区域面積に対して3%以上の公園等の設置が規定をされており、良好な居住環境の形成を図る目的で設置がされております。

ポケットパークについては、特に法律等で明確な位置づけはありませんが、街角等の小さな空間で、ちょっとした休憩等の場として整備するものであります。

最後に、児童遊園については、児童福祉法に規定にされ、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童の健全な遊び場になっております。

三つ目の管理の現状及び問題について、お答えをいたします。

公園の管理の現状について、公園は子どもの遊び場としての機能のほか、地域の交流拠点や災害時の避難場所等の機能を有しており、町民の方が安心して利用できるよう維持管理に努めております。都市公園、農村公園などの公園については、公園の除草・芝刈りなどは開成町シルバー人材センターに、高木剪定などは造園業者に、遊具やトイレ等の保守点検は専門業者に、それぞれ委託をしております。

平成27年度からは、年間を通じた適正管理を狙いとしてシルバー人材センターと

派遣契約を締結し、草刈りや簡易な剪定について、早急に作業をする必要が生じた場合に迅速な対応を図っており、機動的、適切な維持管理に努めております。

また、平成24年3月からはじめた公園ボランティア制度には、環境美化活動として、ごみの収集及び集積、樹木・花壇の維持管理、除草・草刈りなどを行っていただいております。登録しているボランティアは令和元年5月末時点で7団体と5名の個人の方であります。

そして、公園には地域に密着した場所という位置づけがあることから、地域が主体となって公園の管理をしていただくよう、関係自治会とは覚書を取り交わし、地域の皆様に低木の剪定や除草、トイレの清掃などをお願いしており、公園ボランティア、関係自治会の皆様方の活動に対して感謝を申し上げます。

次に、公園の管理における問題について。公園施設は、快適な公園環境を維持するため、計画的な剪定作業や施設の補修等に努めておりますが、整備から20年以上経過する公園もあって、大きく成長した高木が公園の空間からはみ出したり、施設の老朽化が目立ってきております。

施設の補修では、昨年度は山王供養水辺公園の四阿の屋根を、今年度はあじさい公園の水車を補修したところであります。公園の施設老朽化に関する費用は増大していく傾向にあり、継続的に維持管理していくためには、保守・点検の経費や修繕や補修等の経費について十分検討し、コストの縮減に努める必要があると考えております。

四つ目の機能と狙いを具現化する策について、お答えをいたします。

それぞれの公園については、その目的に沿って、面積的な規模、周辺環境に合わせ整備を進めてきました。中家村公園や松ノ木河原公園では、地域住民の代表者による検討会を開催し、地元の要望・意見を取り入れた公園整備を行いました。また、みなみ地区内の5カ所の公園については、開成町南部地区土地整理組合により、まちづくりの理念に合わせた整備が行われました。

町内には大小46カ所の公園があり、大型遊具や水遊びができる親水水路など、それぞれ特徴があります。子育て世代の新しい町民の方も増えておりますので、毎月の広報において、子育てコーナーにある「お勧めスポット」に各所の公園を掲載し、その魅力を改めて発信しております。また、日常の管理である除草や剪定を適切に行うことで、子どもからお年寄りの方まで気軽に立ち寄り、安心して運動、散歩、団らんや休憩など、誰もが楽しめる公園として利用増進を図っていきます。

第五次開成町総合計画後期基本計画では、快適な公園環境を維持するため、除草作業の実施や植栽の適切な管理、施設の計画的な修繕に取り組むとともに、町民との協働による公園の維持管理で公園ボランティアの推進を掲げております。今後も、町民生活に潤い、安らぎを提供できる公園づくりを進めていきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

具体的な再質問に入る前に、今回、公園のさらなる利活用を促進したいと考えた背景について少し説明したいと思いますが、ただいまの答弁を聞いていると、開成町の公園は、その維持管理について、シルバー人材センターや造園業者、専門業者に委託して、しっかりと管理されているようにも聞こえます。

しかしながら、一方では、日常の管理である除草や剪定を適切に行うことで、子どもから老人まで気軽に立ち寄り、安心して運動、散歩、団らんや休憩など、誰もが楽しめる公園として利用増進を図っていくと、これからの取り組みについての言葉もありました。私が気にしているのは、まさにこのことであり、行政側ではしっかりやっているとこの認識に対して、町民のほうでは受け取り方が少し違うのではないかと、こんなふうにも思っております。

この取り組みを実行していただくためにも、これから二、三の点について確認しながら再質問をしていきたいと思っております。

まず、第一に、公園とは、御承知のとおり、町民の憩いの場であるということです。最近、テレビや新聞で報道されているように、親が子をあやめる、子どもが親をあやめるなどという信じられない事件がたびたび発生していますが、これらの事件が発生する一つの大きな要因は、当該者が心のゆとりを失っている、心を癒やす場所がないということにもあるのだろうと思っております。

我が町には、冒頭に申しあげましたように、多くの公園があります。しかしながら、憩いの場であると感じることができる公園が、みなみ地区の一部の小規模公園を除いて、ほとんど存在していないと思っております。これでは、何のための公園なのか、単なる空き地でしかないと思えるところが多過ぎます。せっかく設置した公園ですから、もっと町民に利用していただきたい、公園に行ってきれいな花でも見ながら気分をリラックスさせていただきたい、そんな思いから今回の質問となりました。

それでは、具体的な質問です。開成町では、自然と調和した潤いのある都市環境を形成し、利便性や快適性の高いまちづくりを進めるために、町民の憩いの場となる公園の維持・整備を進めていると、冒頭、答弁がありました。町民の憩いの場となる公園とは、どのような公園であるのか、行政がどのように認識しているのか、お聞きします。また、公園に対する町民のニーズをどのように捉えているのか、それぞれのタイプ別の公園について、そのコンセプトが明確ではないと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、1点目の町民の憩いの場となる公園についてということでございますけれども、議員の御発言にもございましたとおり、リラックスできる場所、また心が安らぐ場所であるということが大事だろうと考えてございます。また、公園の利用ということでは、お一人であったり、お友達等との複数での御利用ということがございます。

こういったことを考えますと、やはり人と人との交流、コミュニティーというものが公園には求められていると考えてございます。

2点目の公園に対するニーズということ、また、公園に対するコンセプトということでございます。この点については、町長答弁にもございましたとおり、町にはいくつかの種類の公園がございます。中家村公園、松ノ木河原公園というような町が主体的に整備した公園であったり、あと県営ほ場整備というような県が整備して町に移管を受けた公園、また、個人開発等によって生み出されて町に移管を受けた公園ということがさまざまございます。

町が主体的に整備した公園ということで申し上げますと、地域住民の方にワークショップ、建設委員会というものを設置いたしまして、地元の方のニーズというものをもとに設計を進めているところではございました。そういった部分については、しっかりと地域の住民の方の御意見、ニーズというものを備えた公園と捉えているところでございます。

ただ、開発等によって整備された公園、町に移管を受けた公園ということで申し上げますと、公園という規模に応じまして一定の整備というのは行われているとは思っておりますが、ただ、そこに地元の方のニーズというのは、十分ということよりも、やはり開発者の意向というものもございまして、必ずしも合致はしていないのかなというところもあるかと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

適宜、町民のニーズをしっかりと把握するのは大変必要なことだと思いますので、これからも繰り返しタイミングがあるときに把握していただけるようにしていきたいと思っております。

また、町長の答弁の中でも「公園のボランティア制度」という言葉がありましたけれども、公園や緑地の維持管理について、地域住民との協働の取り組みを進めているということでした。町では、今年から2014年までの6年間にわたる開成町の協働推進計画というのをまとめました。行政が行ういろいろな施策や事業に町民の参加を促すということは大変良いことであると理解しておりますが、町民が参加することが当たり前であると、また、町民の参加が無償奉仕で当たり前という感覚では、こういう事業は継続性が保てないと思っております。

一人でも多くの町民に参加していただいて事業の継続性を担保するためにも、参加していただいた町民に何らかの形で「ありがとう」という感謝の気持ちを伝えることが大変重要であると考えております。公園や緑地、さらに道路植栽などの管理に対して、アダプトプログラム、いわゆる里親制度などさまざまな住民参加の制度がありますが、かといって無償奉仕が当たり前ということになると、これらの事業も継続性が保てないと考えておりますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

いくつかの公園というところでは、議員がおっしゃったとおり、公園ボランティアという方であったり、また、自治会との覚書で多くの公園についてボランティア活動をいただいているところがございます。ボランティアというところでは、ボランティアの趣旨ということで申し上げますと、基本的には、公園というのは近隣の方に御利用いただくということでございます。こういった中で、地域の方には、その公園に親しみであったり愛着というものを持っていただいて、低木の管理であったり公園内の清掃ということで、公園自体を大事にさせていただくという意識の醸成ということで考えているところがございます。

こうした中で、有償ということはなかなか言い切れないのですけれども、ボランティア活動に対して、町では、ゴミ袋であったり活動に必要なほうきだとか、そういった消耗品的なものの支給等はさせていただいて、また、活動に充実を図っていただくようなことで、専門家の方をお呼びしまして研修会ということも開催をしているところがございます。基本的には、こういったことをボランティアの方としっかり連絡調整しながら進めていきたいと考えてございます。

ただ、ボランティア活動ということを促進するという観点におきましては、何か考えなければいけないのかなと考えてございます。ほかの公園の事例で申し上げますと、例えば、ボランティアポイントというものを導入して、そのポイントに応じて還元していくという事例も聞いているところがございます。開成町に合った形の中でボランティア活動を発展させていくということでは、いろいろなことを調査・研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

ただいま、いみじくも発言がありましたボランティア活動に対するポイント制度、これは、たしか、私の記憶では、五、六年前に同僚議員が同じような意見を申しあげた一般質問があったと思いますけれども、ボランティアに関するポイント制度というのは、なかなか魅力がある良い制度だろうと思います。制度設計を含めて早急に検討して、具体的な施策として反映していただけるように期待したいと思います。

それから、管理という点で、今、御質問しておりますけれども、最近、公園でのいたずらがちょっと目立っている。不審火が発生したということも聞いております。今回、公園についての管理についての質問ですけれども、いたずらや不審火をそのまま放置していくと、今後、大きな災害に発展するのではないかと危惧しているわけです。このような事件が発生したときには、警察や消防に連絡して対策をお願いしているところ

ということですが、対症療法だけではなくて、これらを予防するという施策が必要だろーと思ひます。

そのためには、教育的な見地から、最近の動向として公の物を大切にするというモラルが大分欠落しているのではないか、そんなふうにも思ひわけです。子どもたちのいたずらが全ての原因だと断定することはできませんけれども、子どもたちに対する学校や地域、それから家庭等々を含めた教育やしつけというところが、どうも十分ではない。この十分でないところが、そのまま充足されないで大人になっていくので、やって良いことと悪いことの境が曖昧となってしまっ、これが今日の世相に如実にあらわれているのではないかと、こんなふうと思ひます。

そこで、教育委員会には、どのような見解をお持ちなのか、改めてお聞きしたいと思ひますが、今後の対応はどのようにされているのか、学校の現場ではどのように対応されているのか、また、PTA等への投げかけはどうされているのか、お聞きしたいと思ひますが、あわせて、最近、児童遊園とおっしゃいましたかね、遊園地、公園での遊具、ブランコや滑り台が大分老朽化しているものもあります。こういうものに対する保守点検等々も問題になろうと思ひますけれども、この辺も含めて簡単に御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。

最近のいわゆる公共施設の使い方について、乱れがあるのではないかとということでお答えさせていただきます。

ただいま議員がおっしゃるとおり、町内では若干、公園で不審なことがあっ、大変さまざまなところに御迷惑を掛けたという認識も持ってございます。

そこで、学校教育といたしましては、幼稚園から中学校まで、日ごろからやってはいるところですが、みんなで使うところ、公共施設は、どういふふうにしてできたのだらう、どう使ったら良いのだらう、自分は何ができるのだらうという立場から、現場へ行ったり、例えば、低学年ですと、現場に行っ、公共施設の使い方という単元を組んで学びをしています。先ほどの主権者教育にもかかわっるところですが、そういう話し合いをして、では、自分たちはこうしていきましょうよ、僕のクラスはこうしよう、これを学年に広げよう、あるいは児童会でみんなで決めていこうなどという広がりのある学習を目指っ、いただいているところでもあります。

いずれにしましても、子どもたちがその場へ思ひをはせるというところが一番ポイントかなと。教育上。ポイントとして、ここは、何でこれできたのだらう、多分、こうだから、では、どうやっ、使っ、いくのが良いのかなという部分の教育です。いわゆる心の教育とよく言われているところですが、公共施設を通して一町民として幼・小・中の子どもたちが何ができるかというところは、学校に求めているところでございます。

P T Aにつきましては、各学校長等からさまざまなお願いをしたり、あるいは協働の作業をしているところだと思ってございますので、ちょっとここではP T Aへの対応については私からは避けさせていただきたいと思います。

長くなりました。以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

私が日ごろ、思うには、子どものこういうモラルの欠如というのは、子どもが大きく育っていく過程において、学校教育や親のしつけの問題が物すごく大きいと思うのです。そういう意味でP T Aでもしっかりと対応させていただきたいということを申しあげたので、これからも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

そろそろまとめていきたいと思うのですが、今の教育長の答弁や町長の冒頭の答弁を聞いていますと、町の公園に対する管理とか維持、それから学校教育等々は、しっかりとできているというふう聞こえてきますけれども、これがしっかりされているというのは行政側だけが納得ではなくて、町民全体がなかなか行政もしっかりやっているな、教育委員会もしっかりやっているなど思っていたかなければいけないと思うのです。

そのためには何をしなくてはいけないかということ、やはり何をされているのかということを知周徹底しなければいけない。先ほどの同僚議員にもありましたけれども、町民にどのようにして周知していくのかというのが大変重要なことですので、これからも、その辺のところをしっかりとさせていただきたいと思います。

また公園の整備に戻りますけれども、ここ数週間にわたって公園を頻繁に見てまいりました。その中で、維持管理がしっかりとできているところというのは、どうしても水辺スポーツ公園、それから駅前第二公園くらいで、あと、ほかの公園は、委託業者がしっかりと除草やら剪定をしたときには、きれいになっていますけれども、またしばらくすると雑草が生えたり手入れが十分にできていない、そのようなところがいくつも見受けられます。

今年度も公園の維持管理事業費として1千588万円が計上されて、また、あじさいの里維持管理業務委託料としても816万円が計上されている。今年の公園の維持管理に関する予算がこのように決定されて、既に事業が執行されておりますけれども、入札結果報告書等々を見ても、入札の条件がちょっと甘いのではないかなとも見られます。今年度は既に決定していることなので、やむを得ませんけれども、来年度からは年間を通じて除草、草刈り、剪定、清掃、施設の修繕などが行き届いた条件設定をして入札に臨んでいただきたいと、こんなふうにも思うわけです。

公園の整備、機能というのは、利用者のニーズのマッチングが第一であります、まずは常にきれいな公園であるということが人々が訪れたい公園になると思っております。町民の心を癒やしてくれる親しみを持てるような公園づくりを目指すべきで、これこそが日本一きれいなまちづくりの一貫であって、子どもたちの元気に遊び回る

声が聞こえる公園こそが日本一元気な町であると思います。

繰り返しになりますけれども、公園は常にきれいで安らぎの得られるところであるべきであります。従前の維持管理のレベルでは、今までと何も変わらない。利用する人がいないということは、公園として機能していないということになるかと思いません。冒頭に答弁されたとおり、子どもから老人まで気軽に立ち寄りというのではなくて、子どもから年寄りまで、子どもを連れたママたちも立ち寄りたくなるような公園、町民の生活に潤いと安らぎを提供する公園づくりを積極的に進めていただきたい。ということで、最後になりますけれども、今後の公園の維持管理に対する町の根本的な方針を、もう一度、ここで、おさらいの意味で確認として答弁をいただきたい。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

公園について、本当に根本的なところをお聞きになっているかなと思います。公園というのは、議員がおっしゃっているとおり、町民の方の心を癒やしてくれる、親しみを持てるような公園というのが理想というふうには認識してございます。そのために、常に安全できれいであるということが大変重要であると考えてございます。

これからの公園整備ということで申しあげますと、現時点で町が新たに公園を整備するという予定ではございませんけれども、仮に整備をしていくということで申しあげますと、先に申しあげたとおり、ワークショップなり、そういった建設委員会ということでは、地元の方の御意見等はしっかり把握していくと。その上で、ニーズの把握の上で、効率的な維持管理に向けた設計の導入等もしっかり行っていくというところでございます。

また、先ほどの答弁の繰り返しとなってしまいますけれども、一度、整備した……。

○議長（吉田敏郎）

課長、時間が過ぎていきますので、少し簡潔にお願いします。

○街づくり推進課長（高橋清一）

はい。一度、整備した公園につきましても、一度、それでおしまいということではなくて、必要に応じて再整備ということも検討していきたいと考えているところでございます。公園が常に快適にという形の中で、今後も効率性、効果的ということで検討を進めていきます。

以上でございます。

○5番（茅沼隆文）

終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで茅沼議員の一般質問を終了といたします。